

精神障がい者への支援拡充を求める意見書

精神障がいを有する方々は、日常生活や社会参加において多くの困難を抱えており、特に障害等級1級・2級の方は長期にわたり自立や就労が制約されているにもかかわらず、精神障がい者に対する制度や支援は、身体・知的障がい者に比べて十分とは言えない。

近年、精神障がい者数は増加傾向にあり、とりわけ若年層の鬱病や発達障害に伴う二次的障がいなど、早期から継続的に支援を要するケースも少なくない。

そのため、社会参加の機会拡大と安心できる生活の確保を両立させるための支援拡充は、喫緊の課題であり、精神障がい3級も同様である。

よって、本市議会は、国及び関係機関に対し、次の事項を早急に検討・実施するよう強く要望する。

1 障害年金制度の改善

精神障がいの実態を反映した受給要件及び認定基準の改正と、審査・更新手続の簡素化を図ること。

2 就労支援の強化

就労移行支援・継続支援事業の拡充、企業への助成制度の強化を通じて雇用機会を確保し、合理的配慮を推進すること。

3 多様な働き方の推進

在宅勤務・短時間勤務など柔軟な就労形態を制度的に支援し、ICTを活用した働き方の選択肢を広げること。

4 医療・福祉・就労の連携強化

医療機関、就労支援機関、自治体との一体的な支援体制を国として支援し、継続的で切れ目のない支援体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月30日

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣殿
こども家庭庁長官
神奈川県知事

座間市議会議員 熊切和人